

第18回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

■日 時：平成29年4月24日(月)

■場 所：西宮市民会館 101会議室

[午後3時 開会]

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第18回西宮市子ども・子育て会議を開会します。

会議に先立ち、4月の人事異動に伴い新体制となりました子ども・子育て会議の事務局をご紹介します。

まず、こども支援局長の佐竹です。

子ども・子育て会議や保育所整備などの担当部長となります子供支援総括室長の川俣です。

家庭児童相談、育成センター、子供の居場所づくり事業などの担当部長となります子育て支援部長の名田です。

幼稚園、保育所の給付や保育所入所、公立保育所の運営などの担当部長となります子育て事業部長の伊藤です。

こども未来センター、子育て総合センターの担当部長となりますこども未来部長の岩田です。

次に、教育委員会ですが、まず、教育次長の加藤です。

学校教育部長の大和です。

そして、組織改正に伴い、学校園の設置及び廃止や校区の設定、公立幼稚園の休園や跡地活用について担当する学校改革部が新設されました。学校改革部長の津田です。

以上、部長級以上の職員についてのみご紹介しました。

次に、新しい委員のご紹介をさせていただきます。

まず、神戸YMCA主任主事です。谷川委員です。宗行委員のご後任としてご出席いただきます。

西宮市私立幼稚園連合会理事長です。田村委員です。梶井委員のご後任としてご出席いただきます。

西宮市PTA協議会副会長です。山添委員です。岩本委員のご後任としてご出席いただきます。

なお、本日は、奥野委員、木田委員、久城委員、西田委員からご欠席とのご連絡をいただいています。

次に、本日の資料の確認をします。

1点目は、左上をホッチキスどめしている「会議次第、委員名簿、座席表、事務局名簿」です。2点目は、左2点をホッチキスどめしている「資料集」です。3点目は、左2点をホッチキスどめし、右肩に「別冊A」と記載している「西宮市子ども・子育て支援事業計画 西宮市次世代育成支援行動計画【骨子案】」です。また、本日机上配付しています「西宮市子ども・子育て支援のためのアンケート調査結果報告書」は、昨年度に行った子ども・子育てに関するアンケートの報告書です。さらに、社会福祉審議会児童福祉専門分科会にてご審議いただきました子供の貧困について、市民アンケートの報告書「西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査」と、その結果を踏まえ策定しました「子供の生活応援体制整備計画」も本日配付しています。ご確認をお願いいたします。

資料はすべてお揃いでしょうか。足りないものがあればお申し出ください。

それでは、倉石会長、会議の進行をよろしくお願いします。

○会長 会自体はもう18回目ですが、新年度、新たなメンバーの皆様をお迎えして、改めてスタートを切らせていただくこととなりますので、委員の皆様方のお力をお借りすることが多くなると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

本日も公私ともお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

議事に入ります前に、傍聴希望者の確認をしたいと思います。

○事務局 本日はいらっしゃいません。

○会長 いらっしゃらないようですが、もし今後いらっしゃいましたら、途中であっても順次許可することにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会長 それでは、議事に入ります。

まずは、本日の審議事項等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集の1ページをご覧ください。

まず、審議スケジュールについてご説明します。ロードマップの表中、一番左の列に審議内容、その右側に今年度の審議予定を○と●で表示しています。○は審議予定、●は審議終了予定です。

ロードマップの一番左側の列の一番上、「西宮市子ども・子育て支援事業計画(事業計画)と西宮市次世代育成支援行動計画(次世代計画)の一体化」について、本年度はいよいよ計画の中身についてご審議いただきます。本日の第18回会議から10月に予定している第22回まで計5回の会議にて、事務局から計画案をご提示しますので、ご意見をいただきながら修正し、素案を確定します。その後、12～1月に計画素案について市民からご意見をいただくパブリックコメントを実施し、2月の会議にて最終確定する予定です。

10月までの計5回でご審議いただく内容は、表の一番左の列をご覧ください。

一番上の「計画の構成」については、本日再度ご確認いただき決定します。

その下、計画を構成する第1編～第6編の記載事項については、毎回の会議で計画の骨子案をご提示し、計画ができていくまでの過程をお示ししています。本日の資料の骨子案には、「第1編 計画の策定にあたって」、「第2編 計画の基本的な考え方」についても記載していますが、審議内容としては「第4編 計画の施策内容」を中心にご確認いただきます。

次に、2・3ページをご覧ください。前回会議のまとめです。

前回は、子ども・子育てに関する市民アンケート結果の分析について、また、新プランの施策体系について最終のご審議をいただきました。主立ったご意見を2～3ページにまとめています。

次に、4ページをご覧ください。今回の審議事項です。

本日は、報告事項が1件、議事が2件です。

報告事項は、「平成29年度の主な子ども・子育て関連施策について」です。本市の平成29年度の子育て支援施策について、拡充する事業を中心にご報告します。

議事の1つ目は、「新プランの構成について」です。第1編～第6編の計画全体の構成についてと、計画に位置付ける施策の考え方について、事務局からご説明します。

議事の2つ目は、「新プランの重点施策について」です。この計画期間内に重点的に取り組む施策について、事務局案をご説明します。

説明は以上です。

○会長 今、事務局から説明があったとおりです。本日は、報告事項1件と、議事は、「新プランの構成について」と「重点施策について」の2件で、いよいよ中身について皆様と一緒に議論を進めていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

時間配分は、報告事項を15分、議事の1つ目の新プラン構成が20分、その後の重点施策についてを45分程度と考えていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項(1)「平成29年度の主な子ども・子育て関連施策について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 引き続き、資料集の5ページをご覧ください。

平成29年度の主な子ども・子育て関連施策についてご報告します。

まず、「1.教育・保育施設及び地域型保育事業の状況」です。

上段に施設型給付と地域型保育給付の全体像の図を、下段にそれぞれの施設数を記載しています。なお、入所児童数は、幼稚園の入園児童数が確定する5月に改めてお知らせします。

下段の表を見ていただきますと、認定こども園は、本年度、さらに保育所から幼保連携型認定こども園へ分園を含めて5園移行しました。既存の幼稚園型2園と合わせ、計11園となっています。従来制度の幼稚園は33園と昨年度と変わらず、新制度の幼稚園は、公立が1園休園したことに伴って、公私合わせて24園となっています。保育所は、5園が認定こども園に移行し、1園新設された結果、公民合わせて62園、地域型保育事業は61園の合計191園となっています。

次に、6ページをご覧ください。

「2.地域子ども・子育て支援事業の実施状況」です。

上段の表は、13の地域子ども・子育て支援事業について、左に事業名、右に西宮市における事業内容をお示ししています。表の下には、その13事業の中で本年度特に拡充する事業を挙げています。

「⑤放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成センター)」については、苦楽園、今津、鳴尾の3か所で新築整備を行います。待機児童対策、高学年の受入対策として、既存施設に加えて別棟を新たに整備します。次に、4年生の通年受入れを昨年度から市内4か所で実施していますが、本年度新たに5か所で実施し、合計市内9か所で実施しています。さらに、昨年度はモデル実施としていた夏休み等長期休業期間中の開所時間繰上げについても、市内10か所で実施します。

次に、「⑨地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)」については、今年の3月末をもって休園となった今津幼稚園を活用し、本年度中に子育てひろばを整備する予定です。

「⑩病児保育事業」については、昨年10月に大浜町の西宮回生病院で、今月からは名塩新町のあんどろこどもクリニックで新規開設されました。北部では初の病児保育施設

の開設となります。

次に、7ページをご覧ください。

今ご説明しました「地域子ども・子育て支援事業」以外の施策について、主立った施策をご紹介します。

まず、「1保育士の確保」では、保育所の運営法人が宿舍を借り上げて保育士に提供する場合、その宿舍の賃借料を補助する制度を新設します。また、平成28年度に引き続き保育士就職フェアを実施するとともに、保育士試験による資格取得の際にかかる費用の補助を実施します。

「2認可外保育施設利用者の負担軽減」では、小規模保育施設など地域型保育施設を卒園した子供が、認可保育所等に入所できず、やむなく認可外保育施設を利用する際、利用料の補助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

「3子供の貧困対策」では、本市の対策を検討していく上で、まずは市内部及び関係機関との体制づくりを行い、既存の支援施策を必要としている方に的確につなげていくとともに、新たな支援施策の必要性について検討していきます。

「4児童発達支援センターの充実」では、こども未来センターでの診療体制の充実について引き続き取り組みます。そして、育てにくさを感じている親への支援として、より適切な育て方を学んでいただくための「ペアレント・プログラム」を実施するほか、担い手となる講師の養成を進めます。

「5西宮市子育てアプリ“みやハグ”の運用開始」では、本日リーフレットを机上配付していますが、主に妊娠期から就学前の子供がいる保護者が必要とする子育て関連情報を、いつでもどこでも手軽に知ることができるよう、主にスマートフォンから閲覧できる西宮市子育てアプリ「みやハグ」を開設しました。平成29年4月1日より運用を開始していますので、市政ニュース等を通じて広報していますが、皆様におかれましても、何かの機会にご紹介いただければと存じます。

説明は以上です。

○会長 今、報告事項として3つの大きなポイントについてご説明いただきました。

報告事項ですから、特に意見交換というわけではないのですが、何かご質問等がありましたらこの機会に承りたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 「2認可外保育施設利用者の負担軽減」ですが、地域型保育施設卒園後、今年度は幼児まである園に行けていない子供さんがたくさんいるとお聞きしましたが、来年度以降、受け皿がどのように増えるのか教えてください。

○事務局 現在、保育所の新設整備に努力していきまして、今のところの予定としては、来年度以降、新設園が4園ほど開設できるように調整を進めています。これからも、まだ間に合うようでしたら、来年4月開所を目指して進めていきたいと考えていますので、3歳の受入れも前より大分増えてくるとは考えています。

○会長 小規模保育所もたくさんできているけれども、その後の受け皿の問題ですね。3歳以上のお子さんのことについてご説明いただきました。

○委員 「4児童発達支援センター等の充実」ですが、幼稚園や保育園に行った後のお子さんへのフォローは、今どういう感じになっていますか。園に行ってから、また、

小学校に行った後も、継続したフォローをしていただいているのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、5の「みやハグ」について、運用前から私たち子育て団体は、お試しとしてご協力させていただきましたが、その後どのぐらい登録されていますか。

あと、市の関連の情報は結構入っているのですが、民間や子育て団体はどのように申請すれば載せていただけるのでしょうか。

以上、教えてください。

○事務局 保育所、幼稚園のフォローですが、1つは「ペアレント・プログラム」で、子育てに難しさを感じる保護者の方が7回のプログラムをすることで子育て不安を解消していきます。それ以外には、こども未来センターからのアウトリーチとして、園から依頼がありましたら心理士等を派遣して、支援をしていきます。また、昨年度、保育所、幼稚園の保育士・教諭向けに研修も行いました。

○会長 数的にはすべてにできていないけれども、方向性としてアウトリーチを進めておられるということですね。

○事務局 「みやハグ」のダウンロード数については、4月21日現在約1,400で、順調に増えています。今後、4月25日号の市政ニュースや母子手帳の交付時など、いろいろな機会において広報していきますので、数は増えていくと思っています。

民間情報の登録方法については、民間の運営会社が「ミヤマスタイル」と連携していますので、そこを通じてアンケートや登録・申請という形になります。そこについては、研究してお知らせしたいと思います。

○会長 私も登録させていただいていまして、一会員になっていますが、皆さんもぜひ、リーフレットにQRコードもついていますので、ダウンロードをお願いいたします。

○委員 「3子供の貧困対策」で、今後検討・策定していくと書かれています。私も興味・関心を持っていろいろな団体にお話を聞きますと、貧困の実態はなかなか表に出こない、実態を一番よく知っているのは学校現場、保育所、幼稚園しかないというお話でした。西宮市では、この計画策定について、どの部局でどのように検討を進めていこうと考えておられるのですか。

以前に説明があったのなら、申しわけありません。初めてでわからないので、教えていただけたらと思います。

○事務局 子供家庭支援課が中心になってこの対応を進めていきますが、全庁的な連絡体制として、教育委員会を含めた30弱の部局が集まった連絡調整会議で新たな支援施策などを検討していく形で進めていきたいと考えています。

○会長 社会的養護については、審議会の専門分科会のほうで議論されるのですか。

○事務局 社会福祉審議会児童福祉専門分科会のほうで、社会的養護や子供の貧困対策について議論していただいています、その中でのお話になるかと思います。

○会長 本日の資料にある「子供の生活応援体制整備計画」については子供家庭支援課が事務局になって、意見交換や審議については社会福祉審議会のほうでご審議いただくということですね。

ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○会長 この会では、関連するところがありましたら戻ってご意見をおっしゃっていただいても結構ですので、議事を前に進めたいと思います。

引き続き、本日の議事に入ります。

議事(1)「新プランの構成について」です。

前回会議で、新プランについては重点施策を定めるとの説明が事務局からありましたが、改めて共通認識を図りたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集 8 ページをご覧ください。

計画全体の構成については、昨年第13回会議で一度お示ししているとおおり、枠内にあります第1編～第6編に分けた形を考えています。

ここで、別紙資料Aの新プラン【骨子案】をご用意ください。

骨子案1ページの「第1編 計画の策定にあたって」は、総論にあたる部分です。

「1. 計画策定の趣旨」では、平成元年の「1.57ショック」を契機に、エンゼルプラン、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て関連3法に基づく新制度を打ち出し、少子化対策を発端として、社会全体で子育てを支援していく方向にかじを切った国の施策の流れと、それに伴う市の施策の動き、そして、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画を統合して、市の子育て支援施策の方向性や目標を示す新しい計画としての新プランを策定するに至ったことを記述しています。

次に、2・3ページでは、「計画の位置付け」や「策定体制」、「計画期間」などを記載しています。

計画期間については、3ページ中段の表にあるように、次世代育成支援行動計画は、平成27年度以降、策定が任意とされており、現在、西宮市では、平成26年度までの後期計画の計画期間を延長しています。子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から5年を1期とした計画の策定が必須となっており、この2つの計画を統合するにあたり、計画期間については、第1期事業計画の残り2か年度分に加え、第2期の計画となる平成32～36年度の計画を含めた7年間の計画として策定することとしました。

次に、4・5ページの「第2編 計画の基本的な考え方」では、昨年度ご審議いただいた基本理念、基本的な視点、基本目標をお示ししています。

6ページの「第3編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状」では、人口の動向や昨年行った子ども・子育てに関するアンケートの調査結果、その他の統計データなど、数値にて西宮市の現状をお示しする予定です。

そして、7～10ページの第4編が計画の施策内容となります。この第4編に関しては、後ほど説明します。

11ページの「第5編 計画の推進にあたって」では、計画の推進体制及び進捗管理の考え方について記載し、最後に第6編として資料等を記載する予定にしています。

それでは、再び資料集の8ページをご覧ください。

「第4編 計画の施策内容」については、前回の会議でご説明したように、本市の子育て支援施策における現状・課題、子ども・子育て会議等でのご意見、アンケート調査結果を踏まえまして、計画期間内により重点的に取り組むべき施策を定め、重点施策を

中心とした計画としたいと考えています。

下段の「施策の構成」イメージのピラミッド一番上の「重点施策」には、現在、課題があり、計画期間内に課題解決に向けて推進していくべき施策を記載します。各施策につき4～6ページほどを割り、7年の計画期間中の各施策の方向性を示します。どの施策を重点施策として挙げるかについては、この後、議事(2)にて事務局案をもとにご審議いただきたいと思います。

ピラミッド中央の「基本目標1～3」の部分には、重点施策以外で、数値目標を掲げるなどして随時進捗管理を行っていく事業を基本目標単位で記載します。

最後に、それ以外の子ども・子育てに関する事業を「資料編」として第6編に記載する予定です。

説明は以上です。

○会長 計画全体の構成と施策の構成についての説明がありました。ご意見も含めて、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。

まず、骨子案の第1編の「計画策定の趣旨」など、今説明があったところは、これがたたき台になると考えたらよろしいですか。

○事務局 はい。これをたたき台として、もし何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○会長 7ページの第3編以降については、次の議事の重点施策のところを話すればいいのですね。

○事務局 骨子案の7ページ以降については、この後の議事でご説明します。

○会長 皆さんに考えていただいている間に、私から質問です。

資料集8ページにある「第3編 子どもや子育てを取り巻く本市の現状」の部分は、いつも載せているのですが、ロードマップを見ると、現状が示されるのが7月で、8月、10月でまとめるようになっていきます。つまり、本市の現状理解が2回ぐらいしか審議できないので、5月に出せるものだけでも出していただくことはできますか。

○事務局 5月の会議では、重点施策についてご意見をいただきたいと思いますので、その際には、本市の現状をお示しした上でご議論いただくことになろうかと思えます。ですので、出せるものがあれば随時出していきたく考えています。

○会長 よろしくをお願いします。

構成のことについていかがでしょうか。

○委員 骨子案の8ページに「重点施策ごとに現状・課題、主な取り組み、目標値等を記載します」とありますが、これは、「目標値」の説明は「第6編 資料編」の「評価指標一覧」ですという意味なのか、「評価指標一覧」は別の意味を持って書かれるのか、教えていただきたいと思います。

○事務局 イメージとして、重点施策の項目ごとに幾つかずつ目標値を掲載したいと考えています。また、基本目標1～3の部分についても、方向性を示すものではなく、数値の管理という意味で出していきます。したがって、重点施策と基本目標1～3のいずれも、出せる数値についてはここで目標を掲示します。

最後の資料編の「評価指標一覧」は、恐らく再掲になるものが多いかと思われます。

○委員 その上でもう一つ。

計画期間が7年間ですから、このように評価して、次の年度にこうしていくように見直しをするという評価のサイクルについては、どこかに盛り込まれるのでしょうか。

○事務局 毎年一度、事業計画については進捗管理を行っていたことから、この基本目標1～3に当たる目標値については、毎年確認していくことになるかと思います。

活動指標や施策の目標など、幾つか考え方がありますが、毎年確認していくべきものについては毎年、また、7年後に到達すべき目標についても、中間見直しの段階か、そのほかのタイミングで考えていきたいと思っています。

○会長 そのほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○会長 漠然としているところなので、なかなか意見が出にくいかもしれませんが、一応、新プランの構成については、資料編を含めたこの6編でいきまして、施策の構成もこういう形ですということです。

では、重点施策のほうに進みますが、構成についても、ご意見があれば後ほどお願いします。

重点施策としてどのように施策を入れていくかについて、事務局案を出していただいていますので、よろしくお願いします。

○事務局 重点施策について事務局案をお示しします。

資料集の9ページをご覧ください。

事務局としては、3つの基本目標に合わせて、「子供の視点に立った施策」、「子育て家庭の視点に立った施策」、「社会全体で進めていく施策」について、計7つの施策を重点施策として考えています。

まず、「子供の視点に立った施策」として、増大する保育需要への対策や保育士確保などの課題のほか、保育の質の向上や幼稚園教育の充実などの課題やご意見などを踏まえ、重点施策の1つ目を「教育・保育の充実」として、就学前の子供が過ごす施設の確保、環境整備を中心とした施策を挙げています。

次に、留守家庭児童育成センターの施設整備などの課題のほか、放課後の過ごし方や遊び場の環境整備が市民ニーズとして高いことから、重点施策の2つ目として、「放課後の子供の居場所づくり」を挙げています。

そして、障害のある子供に対しては、さまざまな事業において受入体制や十分な支援が受けられるよう推進していく必要があることから、重点施策の3つ目として、「障害のある子供への支援の充実」を挙げています。

10ページをご覧ください。

「子育て家庭の視点に立った施策」では、重点施策の4つ目として、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援」を挙げています。アンケート結果やこれまでのご意見の中でも、子育ての不安や負担を軽減・緩和するため、妊娠期からの支援が必要であると出ています。国のほうでも、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進するため、子育て世代包括支援センターの設置を推進しており、本市においても、母子保健施策と子育て支援の連携による切れ目ない支援を重点的に取り組んでいく必要があると

考えています。

次に、重点施策の5つ目として、「地域の子育て支援の充実」を挙げています。事業計画での評価においてもたくさんのご意見をいただいています地域の子育て支援のさらなる充実も含め、保育所や幼稚園に通っている家庭だけでなく、在宅で子育てをされている方への支援の充実を図る必要があると考えています。

そして、重点施策の6つ目として、「社会的支援が必要な子供・家庭への支援」を挙げていまして、児童虐待防止、ひとり親家庭への支援、子供の貧困対策といった内容の記載を検討しています。この内容については、社会福祉審議会児童福祉専門分科会にてご審議いただいております。計画案についても児童福祉専門分科会からご提出いただく予定にしています。

最後に、11ページをご覧ください。

「基本目標3 社会全体で子供・子育てを支える」という視点から、重点施策の7つ目として、「ワーク・ライフ・バランスの推進」を挙げています。アンケート結果では、子育ての負担感を軽減・緩和するものとして、「配偶者・パートナーの育児参加や協力」、「子育てと仕事の両立ができる職場環境」が非常に高く出ていました。また、子ども・子育て会議においても、男性の育児休業取得を促進するなどのご意見をいただいておりますので、ここでは、特に男性の育児参加の促進といった視点で、ワーク・ライフ・バランスの取組みを推進していきたいと考えています。

以上、この7つを新プランの重点施策の事務局案としてご提案させていただきます。

説明は以上です。

○会長 各ページの一番下に太文字で重点施策が7つ出ています。その根拠となるものが、上の枠内の意見とアンケート結果として示されています。これを柱に話を進めたいのですが、意見とアンケート結果の中身でも結構ですし、重点施策の内容や柱についても結構です。基本目標の1～3のどこでもいいので、お気づきの点があれば、ご意見・ご質問をお願いします。

まず、先ほどの●●委員の話にも関連しますが、目標値を出すものと出さないものがある、基本目標全部で出すわけではないのですね。

○事務局 これまでの計画の反省点として、目標値を掲げにくいところでも無理に数字を挙げて、進捗管理で苦労することがありましたので、今回は、本当に目標とする数値が必要なものについてだけ掲げていきたいと考えています。

○会長 目標値はあえて挙げないが、重要なものについては計画の中に盛り込んでいくことになるわけですね。

○事務局 はい。そういうことになろうかと思えます。

○会長 それについては数的な目標は入れないのですね。

○事務局 はい。

○会長 いかがでしょうか、これは目標をつくったほうがいいのではないかというものがあれば、それも含めて意見を出していただけたらと思います。

○委員 11ページの基本目標3「社会全体で子供・子育てを支えるまちづくり」です。今、少子化・高齢化がかなり加速していて、日本全体の労働人口が減っていく中で、

ワーク・ライフ・バランスを整えることによって子育てを支援していくことは大事なのですが、実際には、特に人手のかかる仕事にかかわれる人も限られてくるので、地域のリソースを使っていくことが必要だと思います。特に仕事を辞められた方などを含めた地域コミュニティで子育て支援をしていくような取組みが、どこでも行われているし、本市でも行われていると思います。こういう社会状況の中では、そういったこともこの中に掲げておいたほうがいいのではないかと感じました。

○会長 アンケート結果にある「地域における子育ての支え合いの促進が必要」や「地域コミュニティの次世代の担い手確保が必要」というあたりに関連することですね。

○委員 はい、そうです。

○会長 このあたりは、社協さんが分区活動でされているのですか、それとも、市のほうでされているのでしょうか。

○事務局 幾つかの分野で地域で担っていただいている部分もあります。例えば子育てひろばの開設にあたって、地域の方のご尽力もありました。今、実際にそういう方向で進んでいる部分も確かにありますので、事業ごとにそういうことを書くことも考えられますし、それを集約してここで書くかどうかについては、検討させていただきたいと思います。

○会長 ●●委員は、それについて何か提案はありますか。

○委員 地域の中で積極的に子育て支援を行ってほしいと訴えるということですね。例えばボランティアやNPO、もしくは任意で集まっておられる団体が子育て支援をさまざまにされていると思います。民活ではありませんが、保育所、幼稚園、学校以外のところでもさまざまな支援が行われるようにすることが必要になる時代が来るのではないかと感じましたので、意見を出しました。

○会長 それでは、ご意見として承っておきます。

○委員 基本目標1の重点施策「1.教育・保育の充実」についてです。

今、認定こども園ができて「教育・保育」とされていますが、この「教育」というのは、就学前、小学校、中学校のどこまでを含めているのかをお聞きしたいと思います。

○事務局 この重点施策の「教育・保育の充実」にある「教育」については、幼児教育、幼稚園での教育などを重点に考えています。小学校以降の学校教育についてここに載せるべきかという議論を内部でしまして、学校教育については教育委員会のほうで別にかちんとした計画を持っていますので、コアな部分についてはそちらの計画にお任せすることにしてはどうかと考えています。

○委員 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂されて、就学前と小学校の接続が強調されるようになると思うので、今のお話を聞いていて、就学前と小学校を切り分けるのではなく、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の接続ということが非常に重要になってくるかなと感じました。今後検討していく中で、そういう意見を出させていただきたいと思います。

○会長 ということは、1・2年生ぐらいまでをまたぐような感じですかね。ご意見としてということでもよろしいですか。

○委員 はい。

○会長 「接続」のことについて、事務局のほうから何かありますか。

○事務局 教育委員会のほうで今定めています指針の中で、幼稚園・保育所入園前から小学校入学までの事業についてきめ細かく書いてあります。教育委員会のほうから何かご意見はありますか。

○事務局 今ご指摘いただいている就学前から小学校1・2年生あたりまでの子供の育ちの連続については、非常に重要であると思っています。本市においても、「幼保小のつながり事業」として、接続期に視点を当てた研修や保育の実践等の研究も積み重ねていますので、そのあたりをこちらの重点施策の中でどう取り上げるかについては、編集等の絡みもありますので議論していきたいと思いますが、大事にしていきたいということについては変わりありません。

○委員 具体的な施策の話になったときに必ず出てくる議論かと思いますが、1年生になるときに段差がないことが子供にとってはすごく大事だと思いますので、ぜひ重視していただきたいと思います。

○会長 重点施策1つ目の「教育・保育の充実」については、事務局案では幼稚園・保育所などの就学前までという話でしたが、小学校1～2年生ぐらいまでをまたぐ接続期を見据えることも含める方向でどうでしょうかという●●委員のご意見ですので、このご意見を生かせるように事務局にお願いしたいと思います。

○委員 9ページの基本目標1のアンケート結果やその他意見の上から8つ目に、「医療的ケアの必要な子供の受入ができるよう障害児保育の充実を図る必要がある」と書いていただいています。保育の分野では、障害児の受入れについて、公立保育所を中心に進んできており、民間でも、濃淡はあるにせよ、大抵希望がかなうようになってきていますが、特に難しい医療的ケアの必要な子供さん、あるいは重篤な子供さんについてはまだ十分に進んでいないことから、私はこのことを前回、挙げさせていただきました。それを課題に記載していただいたので、私としては役割を果たせたなと思っています。

ところが、これは検証したわけではないのですが、つい先日の自立支援協議会のこども部会の中で、幼稚園においてインクルーシブ教育がまだまだ進んでいないという声がありました。一例を挙げますと、年度途中で他市の幼稚園から転園してきた場合は、4月に行われる加配を付けるという認定がないわけですから、加配を付けてもらえないので幼稚園に入れない。その受け皿は保育所や北山学園などで、結局、教育から弾かれている部分を福祉が受けているという話が実際に保護者の中からありました。

もう一つは、支援の非常に難しい子供さんは、実際には公立幼稚園であっても入れないケースがあるという声もありました。

これらは事実を検証したわけではありませんが、私は、そういうことは当然踏まえた上で重点施策の中に医療的ケアの必要な子供の保育についてもお願いしたわけです。幼稚園も保育所も認定こども園もすべて教育ですので、それぞれの中でインクルーシブ教育がより進むように、もう一度検証あるいは推進をお願いしたいと思います。決してそこを抜かしたり忘れてしてしまうことなく進めていただきたいというお願いです。

○事務局 公立幼稚園では、支援が必要なお子さんについては、就園相談を行い、年度の初めに有償ボランティアである保育補助員を付けての就園をしています。また、集団

の保育が難しいお子さんについては、希望する園に定期的に来ていただきながら、交流という形で集団の中での学びをしていこうとしているところです。

先ほどの年度途中の転園については、年度当初に予算を取り、保育補助員を付けている関係で、年度途中の配置は難しくなっています。この件については、当課のほうでも検討課題として捉えています。

○委員 今の関連ですが、私立幼稚園では受入れをたくさんしていますし、実際にうちの園でも大事に受入れをしていますので、公立幼稚園さんの難しさもわかりますが、一口に「幼稚園は」と言われるのは、ちょっと引かかりました。私立幼稚園連合会としては、市からそのあたりの支援をしていただければ、もっと受け入れられるのではないかと思います。

○事務局 私は、保育のほうにも携わっていましたから、幼稚園と比べると保育のほうがかかり手厚い形で支援をしていたなど実感しています。

ただ、幼稚園についても、どこまでどういう形で行えるかはまだこれからのところがありますが、公立、私立を含めて十分検討していく課題となっていますので、今年度も含めてしっかりと検討していきたいと思っています。

○会長 これをどのように盛り込むかについては、●●委員、またおっしゃってください。ご意見としては、幼稚園についても抜けているかもしれないということですね。

○委員 そうですね。「インクルーシブ教育の推進」というところを踏まえた上で重点施策としていただきたいということです。

○会長 大きく言うと、この部分だけが特化しているのではないかというのが●●委員のご意見です。インクルーシブ教育の推進という言葉もいただきましたので、事務局のほうで施策の中に生かすように検討いただきたいと思います。

○委員 基本目標1の「2.放課後の子供の居場所づくり」に関連した意見として、留守家庭児童育成センターのことと放課後に過ごす場所が書かれていますが、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成センター事業)については、本市の場合、学校内でそれぞれ行われていて、高学年の受入れという質の問題があります。

そこで気になるのが、まだまだ手つかずの放課後子供教室のことです。いわゆる学校での保育を必要としない子供の居場所づくりという点では、幾つかのところでは試験的に進められていると聞いています。

別冊資料の「子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査」の14ページにある「貧困の連鎖のメカニズム」が非常に分かりやすいと思います。ここを見ますと、本市の場合、経済的な貧困家庭は全国平均に比べて少ないという調査結果が出ていますが、それ以外の人間関係や文化的な体験などの問題については、学校外のつながりの中にその要因があるのではないかと思います。そこで、単に「来たい子だけ来ればいい」という場所をつくって、地域の中でいろいろな子供が多様にかかわれるように積極的に働きかけていくことによって、子供の育ちが進んでいくこともあるのではないかと思います。

その一つが、放課後子供教室に代表される場だと思いますが、これは単に場所をつくれればいいということではなく、教育大綱があったり、「子育てするなら西宮」と言われているのですから、「放課後の子供がどういう育ちをしていくかという像がある中での

居場所づくり」という点がもう少し書かれてもいいのかなと思います。このアンケートを拾い上げるだけですと、それが弱いかなと感じたので、意見させていただきました。

○会長 アンケート結果では、「子供が放課後を過ごす場所のうち現在と今後の希望に差があるもの」として、「公園」が挙げられています。このあたりをどのように進めていくのか、もう一つは放課後子供教室もあるのではないかというご意見でした。

放課後子供教室のことについては、最近あまり議論が出ていないようですが、現在はどのような状況ですか。

○事務局 現在の西宮では、子供の居場所につながる事業がたくさんあります。放課後子供教室と子供の居場所づくり事業、このほか、児童館や公園施策もその一つになるかと思っています。これらは、いずれも子供がいられる場所の提供という目的があるのですが、それぞれの事業に狙いもあります。

放課後子供教室は、地域の大人が地域の子供にかかわり、体験の場をつくる中で子供たちを育てていこうという趣旨で、地域が主体になって頑張ってもらっています。この中では、単に場所ができるのではなく、子供と地域の大人のかかわり合い、子供同士のふれあいなどを目標に進めています。これは、従来からやっていた事業ですので、今後も地域のご尽力で進めたいと考えています。

ただ、この放課後子供教室については、地域主体でやっている分、地域ごとにより差が出ています。そこで、平成27年度から新たに子供の居場所づくり事業をスタートさせました。これは行政主導で進めていくものですが、学校施設や公民館、社会教育施設を使って場所を提供しまして、そこに遊びに来た子供同士がかかわることを狙っています。この事業は居場所づくりなのですが、単に場所を提供するだけではなく、この事業を通して、今失われつつある子供同士、特に異学年の子供とのかかわり合い、多世代の交流の場所の充実に向けて取り組んでいます。

この計画の中では、先ほど言われたように、ただの場所の提供にとどまらず、どういった育ちに進むかということもしっかりと関連付けて盛り込んでいければと考えています。

○委員 課ごとに全然違うことをやるのではなく、西宮市として「こういうイメージの中でどういう場所が必要か」を考えていく場は必要になると思いますので、そこも踏まえて重点施策に挙げていただけたらと思います。

○会長 重点施策に入っていますので、今お話しされた市の取り組みについても、現状を出していただいて、そこで意見をいただくことになると思いますので、よろしく願います。

○委員 基本目標2の課題等の真ん中あたり、「子育てによる心身の疲れやストレスがたまること」に不安」以下の5つぐらいに関係するのですが、在家庭の方に対する支援としては、社会福祉協議会がやられている子育てひろばだけではなく、子育て団体・支援団体や子育て中のママさんたちがやられている団体もたくさんあります。ただ、団体登録をされているところには子育て総合センターによる研修はあるのですが、例えばコープさんがされている子育てひろばなど、もっと大きく包括したところに対する支援については、西宮市の中ではまだ全然されていないのが現状だと思います。

研修という部分ではあったとしても、場所や方法、皆さんに対しての周知に関しては、もっと市が入っていくことによって、一ママさんたちにも届くと思うのです。「みやハグ」や市政ニュースなどでもっとアピールすることによって、在家庭の方に対して行き渡ると思いますし、この5項目ぐらいの中には、「子育て育成団体に対する支援・補助」も含まれていると思います。

そういうことは、重点施策では4の「切れ目ない支援」や5の「地域の子育て支援の充実」、骨子案9ページの2の(2)では「③相談体制、情報提供の充実」と「④親同士の交流機会の確保」という言葉にとどまっています。これは、市の中で育成団体への支援を考えていただいているのでこれらの言葉になったのか、まだそこに至っていないのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○会長 10ページにも、ひろば関係、支援関係、認知度が低い等、たくさん出ていまして、重点施策としての議論が必要になってくるころだと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局 今、子育て総合センターを中心に登録団体に対する補助はしています。また、今言われたような地域にたくさんある一般の子育て支援のサークルに対しても、小さなところも含めて、地域サロンの担当が見て回って情報も聞いていますが、そういうところに対する情報収集や支援も今後必要だと考えています。

○委員 考えていただいているのはありがたいのですが、研修や情報を集めるだけではなく、子育て世代がやっている団体は短い期間しか携わっていない場合も多いので、具体的な支援については、本当に早急にさせていただかないといけないと思います。

私たちの転勤族やアレルギーなど、大きな目標を持っている団体は長く続いているのですが、子育て総合センターに登録されている団体でも、長く継続されている団体は少ないのです。子育てママ世代が「つくろう」と思ってサークルをつくられた場合に、例えば場所や広報などで市の職員さんがもっと守り立てていただいたり、連携体制があれば、担い手ももっとたくさんできるのに、その芽を潰しているのではないかとすごく思います。

今回、重点施策の意見・アンケートの中に現れているので、施策体系の2の(2)の「充実」、「確保」という中に細かく入れることができればと思っています。

○会長 思い返せば、このデータについては、質問項目をつくっていただいたり、ヒアリングもしていただいたりと、松村委員の尽力がすごく大きかったのではないかと思います。

民間やボランティアベースでされているグループもあるのですが、そういう方々が集まって意見交換ができるような場は、大分できつつあるのでしょうか、それともまだ難しいところなのでしょうか。

○委員 ●●委員と一緒にさせていただいているところもありますが、子育てコンシェルジュさんを中心に、ちょっとずつという感じではあります。私たちも、そういう輪を広げていきたいと思ってこの子ども・子育て会議に出たりして、進めていこうとしてはいます。でも、本当はもっとたくさんあるはずですし、地域的な偏りがありますので、団体としてつながっているという感じはまだないです。私自身は、今年はとにかくそれ

をつなげていこうという活動をしていまして、これはもっとももっとつなげていきたいので、市のほうからの支援をいただきたいと思っています。

○会長 お話になったコンシェルジュさんは、キーパーソンになっていただける方になりますね。

○委員 そうですね。私たちも、市の方とつながりやすいところというところ、そこしかないかなと思っています。一職員さんとはなかなかつながりにくい、だけど、コンシェルジュさんだったら相談しに行くということもやりたいと思っています。これは、一般のママさんたちもそう思っているんじゃないかなと思います。団体としても、そこが中心になってつないでいただけることが、ある意味、理想形かなと思いますので、私たちもそこをうまくつないでいくお手伝いをしていきたいと思っています。

○会長 コンシェルジュさんの専門性として、紹介するだけではなく、地域の資源をつないでいくことも大きな役割だと思います。課題のところに「コンシェルジュの量や質の改善」と出ていますので、コンシェルジュさんの一つの役割として重点施策の中に盛り込めるようにしていただくと、子育て総合センターのほうでも具体的にご協力いただけるのではないかなということですね。

○委員 はい。

○委員 基本目標1に「3. 障害のある子供への支援の充実」が挙がっています。アンケートの結果等を見ると、目に見える障害のあるお子様に対する支援の充実はうたっておられるのですが、クラスに1人か2人は必ずいると言われる目に見えない発達障害や高機能自閉症などの子供たちへの支援について、せっかくこども未来センターというすばらしい施設があってもなかなか市民に周知されていない面もありますので、そこも含めて、そういう支援に取り組んでいただけたらと思います。

○会長 3の「障害のある子供」は、すべての障害という理解でいいのですね。その「支援の充実」のところでこども未来センターの話が出たのですが、未来センターのほうで、これからの取り組みも含めて課題等がありますか。

○事務局 未来センターですべてを賄うことは恐らく無理な話で、市内の専門機関としては保健所や児童相談所などがありますから、このあたりとどのように協力し合って機能させていくかといったところがポイントになって、診療待ちやリハビリ待ちなどを解消していく手段が何か見つかっていくのかなと考えています。

○会長 私も未来センターの運営審議会にかかわらせていただいています。センターという名前が付くと、どうしてもそこが中心になって、今でも既に飽和状態になってきています。ですから、未来センターがセンター機能を担うことを視野に入れる必要はありますが、どれだけアウトリーチできるか、あるいは市内のそういうことをされている専門性のある法人さんとどのように連携していくのかがこれからの課題になってくると思います。具体的な絵を描くところまではまだ至っていませんし、センターはオープンして1年半ぐらいで、どんどん人が来られて、それに対応することで今のところは手いっぱいなのですが、今後はそういうことが必要になってくるだろうと話されています。

●●委員が言われた、まだ周知されていないとか、地域などが見えていない子供さん

もいらっしやると思うので、そういう方に対してどれだけ手厚く支援が行き届くかについても、ぜひこの委員会でも見据えていきたいと思っています。

○委員 私が関係するところは、基本目標2の「6.社会的支援が必要な子供・家庭への支援」で、児童相談所として意見を言いやすいところですので言わせていただきます。児童福祉法の改正が昨年にあります、国から言わせると積極的にというイメージだと思うのですが、中核市においても児童相談所の設置が可能になりました。

ただ、新プランの計画期間は、国が条件を整えると言っている5年を超えています。そこで、新プランの中で児童相談所の設置みたいなことにある程度言及するのか、それは触れないでいいのか、そういうお話がもし出ていれば教えていただきたいと思います。

それと、「社会的支援」という言葉ですが、我々がかかわっている中で使っている「社会的養護」も、日本語としてどうかと言われることがあります。この「社会的」というのは、英語に訳したときの「ソーシャル」ではないと思うのです。例えば、英語圏では、「ソーシャルケア」がお年寄りをどうするかというイメージで使われています。「社会的養護」という言葉は日本語らしくないが、何となく「社会で支える」というイメージで使っており、それと同じ意味で「社会的支援」を使っているとすれば、あまり言いたいことが言えていないのではないかと思います。5で「地域の子育て支援」としているのなら、「地域の支援が」としたほうがいいのかも思ったりしています。

私も「社会的養護」という言葉を使いますが、そのときには、例えば「代替の養護」とか、「本来は担うべき人が担えないので、代替りの人を社会が用意する」とか、「地域でそういうことをしていく」というイメージを補足しています。先生方に聞いてもらったらいのですが、言葉としてどうかと思っています。

前段の児童相談所の部分については、もし議論されていれば教えていただければと思います。

○会長 法律の改正があって、児童相談所を設置できることになりましたし、要保護児童対策協議会(要対協)の専門性を高めるようにとされています。そのあたりについて、現状でも今後の方向性でも結構ですので、ご意見を披露していただければと思います。

○事務局 児童相談所の関係ですが、現在のところ、西宮市では設置について考えていないのが現状です。児童相談所は、財政的な面でかなり費用がかかりますし、人的な面でもかなり人を増やさなければならないこととなります。それとともに、現在の県との二元体制がうまくいっているのではないかと考えていますので、西宮市としては、今の時点ではそれほど必要性はないのではないかと考えています。ただ、明石市では児童相談所を設置する方向ですので、他市の状況も見ながら今後研究していきたいと思っています。

また、児童福祉法の改正では、市に対して支援拠点を整備する努力義務が課せられていますので、そちらのほうをまずは優先的にやっていきたいと今のところは思っています。

○会長 その「支援拠点」は、具体的にはどういうものでしょうか。

○事務局 これは、今ある市の体制をもう少し強化するような形で、スペースとして交流室や相談室を増強し、職員の配置体制についても、専門職員などの定員が決められていまして、西宮市の場合は大規模型になりますので、最低でも職員11名の体制が必要だ

とされています。今ある体制をさらに増強して支援拠点になるような形で進めていけたらと思っています。

○会長 支援拠点の対象となるのはどういう方ですか。●●委員がおっしゃった、いわゆる社会的養護の必要な子供さんや、要保護対策のための支援拠点ということですか。

○事務局 対象は、要保護児童などになると考えています。

○会長 それは、要保護児童対策地域協議会に代わって、児童相談所ではないが、専門の拠点をつくるということですか。

○事務局 市につくるという形です。体制的には3段階に分かれていまして、最初に保健の関係の包括支援センターがあり、その下の段階に支援拠点があり、その下に児童相談所があるという体制になると聞いています。

○委員 僕の理解では、支援拠点とされているのは、これまでの家庭児童相談の部分に、いわゆる保健の部分も若干含めた上で、家庭児童相談を充実させていこうという流れかなと思っています。厚生労働省が出している「家庭児童相談の運営指針」の看板が変わって、「子ども家庭総合支援拠点の運営指針」という形で年度末に出ています。そういう流れからすると、要保護児童と要支援児童と特定妊婦をもっと明確にして対象にして、そのために支援拠点としてワンストップで一定の対応をしようという流れになっていくのではないかと考えています。ですから、包括支援センターとは上下というよりも質的に重なり合う部分があって、児童相談所とも重なっていくという感じなのかなと思います。本来市町村が担う部分は広いことを改めて整理し直したという理解をしています。

○会長 そのあたりについては、児童福祉専門分科会の意見を待つのかという関係性を整理しておいたほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局 事務局で現在考えているのは、「社会的支援」という言葉が適切かどうかという話も先ほどありましたが、具体的な内容として、児童虐待の防止やひとり親家庭への支援、子供の貧困対策という部分については、昨年度来、社会福祉審議会児童福祉専門分科会で議論を重ねてきていますので、そちらのご意見から計画案を作成して、その内容がある程度でき上がった時点で子ども・子育て会議にお示しするような形を検討しています。

○会長 ということは、今お話にあったワンストップや、名称は別として、この支援拠点については、包括支援センターと家庭児童相談と児童相談所がオーバーラップするところの話ですね、場合によっては地域子育て支援拠点と関係することにもなるので、こちらで意見交換してもいいのですか。

○事務局 例えば重点施策の「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援」のあたりで、いろいろなフィルターをかけることで支援が必要な子供たちをピックアップしていくという話があると思いますので、そういった部分でご議論いただく機会が出てくると思います。ご指摘のとおり、そのような形で考えております。

○会長 ●●委員は両方にかかわっていただいていますので、私たちが分からないところについて、いろいろ情報や知恵・知識をぜひご提供いただきたいと思います。

「社会的支援」という言葉については、児童福祉専門分科会との絡みもありますので、

少し考えさせていただきたいと思います。

そのほかにいかがですか。時間的には迫っているのですが、「もう少しこの辺を」ということがあれば、お1人、お2人の方にお伺いしたいと思います。

〔発言者なし〕

○会長 今後のことですが、今日はたたき台に行くまでの幅広いご意見をいただきました。今後は骨子案が肉付けされていくと思いますが、どういうことが事務局のほうから出されてくるとイメージしておけばよろしいでしょうか。

○事務局 本日いただいたご意見を踏まえて、次回からは、重点施策の計画そのものを、できたものから順にお出しして、その内容についてご審議いただく形になろうかと思えます。

○会長 骨子案の8ページのところがこれからどんどん出されてくると理解しておけばよろしいですか。

○事務局 はい。できたものから先にご提示した上で、ご議論いただこうと思っています。

○会長 ロードマップでいくと、5月から3回、議論する機会があるわけですが、事務局としても計画的に示していただいたほうが良いと思いますので、ぜひお願いいたします。現状についてもできるだけ早目に出していただくようお願いしたいと思います。

議事(2)について多くのご意見をいただきまして、ありがとうございます。

今日、事務局からたくさん出していただいた資料などももとにしながら、これから新プランをつくっていくこととなりますので、荷物にはなりますが、持ち帰っていただいて、次回までに目を通していただければと思います。

そういう形で今日のところは締めさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会長 ありがとうございます。

それでは、次回の開催等について事務局からご連絡をお願いいたします。

○事務局 最後に、今後の日程ですが、既にご連絡しておおり、次回の開催は平成29年5月30日(火)の16時から、場所は西宮市職員会館の3階大ホールとなります。ご欠席の方がいらっしゃいましたら、メールにてご連絡いただきますようお願いいたします。

また、7月に予定しています第20回会議の日程調整につきましても、メールを送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

事務局からは以上です。

○会長 それでは、これをもちまして閉会させていただきます。

お忙しい中をどうもありがとうございました。またよろしくお願いいたします。

〔午後4時33分 閉会〕

【委員出席者名簿 16名】

【事務局出席者名簿 30名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市青少年愛護協議会甲東地区青少年愛護協議会 会長	石川 徳二	こども支援局長	佐竹 令次
兵庫県西宮こども家庭センター 所長	荻野 勝己	子供支援総括室長	川俣 均
西宮市民生委員・児童委員会 理事	北岡 良恵	子供支援総括室参事(計画推進担当)	安福 聡子
武庫川女子大学文学部 教授	倉石 哲也	子供支援総括室参事(耐震化担当)	池田 敏郎
株式会社T A T 取締役会長	高野 直樹	子供支援総務課長	宮本 由加
公募委員	多田由希子	保育施設整備課長	山本 大介
神戸YMCA 主任主事	谷川 尚	子育て手当課長	山崎 豊
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	田村三佳子	青少年施策推進課長	牧山 典康
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	子育て支援部長	名田 智子
地域子育て支援センターつぼみのひろばセンター長	林 真咲	育成センター課長	小島 徹
西宮市地域自立支援協議会こども部会部会長	東野 弘美	放課後施策推進課長	中尾 篤也
西宮市保育協議会 会長	藤原 和子	子供家庭支援課長	田野 宏
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	子育て事業部長	伊藤 隆
転勤族ママ&キッズ探検隊in西宮 代表	松村 真弓	子育て事業部参事(保育指導担当)	田中 玲子
公募委員	村山 千春	保育幼稚園事業課長	西村 聡史
西宮市PTA協議会 副会長	山添 清美	保育幼稚園支援課長	久保田和樹
		保育入所課長	玉田 淳
		こども未来部長	岩田 重雄
		発達支援課長	小田 晃
		診療事業課長	野村 和生
		地域・学校支援課長	山本 雅之
		子育て総合センター所長	竹内 省吾
		地域保健課長	塚本 聡子
		労政課長	牛場理津子
		教育次長	加藤 周司
		学校教育部長	大和 一哉
		学校教育課長	中村 みはる
		特別支援教育課長	栗屋 邦子
		学校改革部長	津田 哲司
		学校改革推進課長	岩本 康裕